

岩手県告示第282号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和5年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

令和5年5月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	砂子沢第13地割の一部及び繫字上野の一部
宮古市	田老字畑、字上沖、字胡桃畑及び字撰待の一部、墓目第5地割、第7地割、第12地割及び第13地割、小国第15地割から第20地割まで及び第22地割、田代第14地割、第16地割及び第17地割の各一部並びに第18地割、横町、小沢一丁目、緑ヶ丘、五月町、川内第3地割から第5地割まで並びに夏屋第7地割
遠野市	土淵町柄内5地割及び7地割から9地割までの各一部
釜石市	唐丹町字大曾根及び字小白浜の各一部、大字平田第5地割及び第6地割の各一部並びに橋野町第41地割から第43地割までの各一部
奥州市	江刺梁川字上芦沢の一部並びに米里字太田及び字神楽の各一部
滝沢市	湯舟沢の一部
金ヶ崎町	永栄及び西根の各一部
大槌町	金沢第1地割、第2地割及び第34地割の各一部
山田町	山田第3地割、第4地割及び第14地割の各一部並びに豊間根第4地割から第6地割まで及び第8地割から第12地割までの各一部

2 調査期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで